

東京ギャラクシー日本語学校の学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、認定日本語教育機関認定課程の生徒に対して日本語教育を行い、大学等への進学、就職及びその他の学習者個々の目的を達成するに十分足る、総合的コミュニケーション能力の養成及び向上と、国際的文化交流の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、東京ギャラクシー日本語学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を東京都中央区新川1丁目15番13号に置く。

(自己点検及び評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 教育課程、修業年限、定員及び休業日

(教育課程、修業年限及び定員)

第5条 本校の課程名、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

	課程	修業年限	収容定員	クラス数	備考
昼間部	進学準備教育2年課程	2年	76名	4	4月入学
	進学準備教育1年6か月課程	1年6か月	74名	4	10月入学
	進学2年課程	2年	76名	4	4月入学
	進学1年9か月課程	1年9か月	40名	2	7月入学
	進学1年6か月課程	1年6か月	40名	2	10月入学
	進学1年3か月課程	1年3か月	40名	2	1月入学
	ビジネス日本語2年課程	2年	152名	8	4, 7, 10, 1月入学
	文化コミュニケーション2年課程	2年	282名	16	4, 7, 10, 1月入学
合計			780名	42クラス	

(学年及び学期の終始期)

第6条 本校のカリキュラムは3か月を1学期とし、年4学期制とする。

2 校長は新年度の6か月前までに新年度各学期の開始日及び終了日並びに開設課程の時間帯（午前・午後の部）を、新暦により確定する。

各学期のめやすは以下のとおりとする。

4月学期	4月	～	6月
7月学期	7月	～	9月
10月学期	10月	～	12月
1月学期	1月	～	3月

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 春期休業 (3月下旬から3週間をめやすとする。)
 - (4) 夏期休業 (6月下旬から3週間をめやすとする。)
 - (5) 夏期盆休業 (8月15日を含む10日間をめやすとする。)
 - (6) 秋期休業 (9月下旬から3週間をめやすとする。)
 - (7) 冬期休業 (12月下旬から3週間をめやすとする。)
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときには、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、以下のとおりとする。ただし、ここにいう一授業時間は45分とする。また、進学準備教育課程の基礎教科はここでの授業時数に含まれない。

(1) 進学準備教育2年課程

レベル	日本語参照枠	週あたり授業時数	総授業週数	授業時数
初級1	A1	20時間	10週(48日)	192時間
初級2	A2	20時間	10週(48日)	192時間
中級1	B1-1	20時間	10週(48日)	192時間
中級2	B1-2	20時間	10週(48日)	192時間
中級3	B2-1	20時間	10週(48日)	192時間
上級1	B2-2	20時間	10週(48日)	192時間
上級2	B2-3	20時間	10週(48日)	192時間
上級3	B2-4	20時間	10週(48日)	192時間

(2) 進学準備教育1年6か月課程

レベル	日本語参照枠	週あたり授業時数	総授業週数	授業時数
中級1	B1-1	20時間	10週(48日)	192時間
中級2	B1-2	20時間	10週(48日)	192時間
中級3	B2-1	20時間	10週(48日)	192時間
上級1	B2-2	20時間	10週(48日)	192時間
上級2	B2-3	20時間	10週(48日)	192時間
上級3	B2-4	20時間	10週(48日)	192時間

(3) 進学2年課程

レベル	日本語参照枠	週あたり授業時数	総授業週数	授業時数
初級1	A 1	20時間	10週(48日)	192時間
初級2	A 2	20時間	10週(48日)	192時間
中級1	B 1-1	20時間	10週(48日)	192時間
中級2	B 1-2	20時間	10週(48日)	192時間
中級3	B 2-1	20時間	10週(48日)	192時間
上級1	B 2-2	20時間	10週(48日)	192時間
上級2	B 2-3	20時間	10週(48日)	192時間
上級3	B 2-4	20時間	10週(48日)	192時間

(4) 進学1年9か月課程

レベル	日本語参照枠	週あたり授業時数	総授業週数	授業時数
初級2	A 2	20時間	10週(48日)	192時間
中級1	B 1-1	20時間	10週(48日)	192時間
中級2	B 1-2	20時間	10週(48日)	192時間
中級3	B 2-1	20時間	10週(48日)	192時間
上級1	B 2-2	20時間	10週(48日)	192時間
上級2	B 2-3	20時間	10週(48日)	192時間
上級3	B 2-4	20時間	10週(48日)	192時間

(5) 進学1年6か月課程

レベル	日本語参照枠	週あたり授業時数	総授業週数	授業時数
中級1	B 1-1	20時間	10週(48日)	192時間
中級2	B 1-2	20時間	10週(48日)	192時間
中級3	B 2-1	20時間	10週(48日)	192時間
上級1	B 2-2	20時間	10週(48日)	192時間
上級2	B 2-3	20時間	10週(48日)	192時間
上級3	B 2-4	20時間	10週(48日)	192時間

(6) 進学1年3か月課程

レベル	日本語参照枠	週あたり授業時数	総授業週数	授業時数
初級2	A 2	20時間	10週(48日)	192時間
中級1	B 1-1	20時間	10週(48日)	192時間
中級2	B 1-2	20時間	10週(48日)	192時間
中級3	B 2-1	20時間	10週(48日)	192時間
上級1	B 2-2	20時間	10週(48日)	192時間

(7) ビジネス日本語2年課程

レベル	日本語参照枠	週あたり授業時数	総授業週数	授業時数
初級1	A 1	20時間	10週(48日)	192時間
初級2	A 2	20時間	10週(48日)	192時間
中級1	B 1-1	20時間	10週(48日)	192時間
中級2	B 1-2	20時間	10週(48日)	192時間
中級3	B 2-1	20時間	10週(48日)	192時間
上級1	B 2-2	20時間	10週(48日)	192時間
上級2	B 2-3	20時間	10週(48日)	192時間
上級3	B 2-4	20時間	10週(48日)	192時間

(8) 文化コミュニケーション2年課程

レベル	日本語参照枠	週あたり授業時数	総授業週数	授業時数
初級1	A 1	20 時間	10 週 (48 日)	192 時間
初級2	A 2	20 時間	10 週 (48 日)	192 時間
中級1	B 1 - 1	20 時間	10 週 (48 日)	192 時間
中級2	B 1 - 2	20 時間	10 週 (48 日)	192 時間
中級3	B 2 - 1	20 時間	10 週 (48 日)	192 時間
上級1	B 2 - 2	20 時間	10 週 (48 日)	192 時間
上級2	B 2 - 3	20 時間	10 週 (48 日)	192 時間
上級3	B 2 - 4	20 時間	10 週 (48 日)	192 時間

(学習の評価及び進級・修了)

第9条 学習の評価は、授業での学習状況、クラステスト、各学期末に行われる期末試験の成績の総合評価、及び学期毎の出席状況を総合的に判断して決定する。進級及び修了の認定については「学習の評価及び進級修了規程」に別途定める。

(始業及び終業の時刻)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

午前・午後の部	課程名	始業時刻	終業時刻
午前の部	日本語	9時20分	12時40分
午後の部	日本語	13時10分	16時30分

第11条 本校には次の教職員を置く。

- (1) 校長 1人
- (2) 教員 39人以上 (うち主任教員1人、本務等教員20人以上)
- (3) 事務職 2人以上 (うち事務長1人)

2 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学及び修了、卒業

(入学資格)

第12条 在留資格留学により本校に入学する者の入学資格は、以下の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育若しくはそれに準ずる課程を修了している者又は修了する見込みのある者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可された者又は許可される見込みのある者

2 在留資格に問題がない者の本校への入学資格は、上記の条件に限らず、校長は入学を許可することができる。

(入学時期)

第13条 本校への入学は原則として年4回とし、その時期は第5条の表の記載のとおりとする。

(入学手続及び許可)

第14条 本校への入学手続は、以下のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し、第21条に定める選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から学校が指定する日までに第21条に定める入学金を添えて手続をしなければならない。

(休学、復学、転学)

第15条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、10日以上休学しようとする場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長に届け出て、復学することができる。

3 災害等で本校における学習継続が困難になった場合、希望する者に対しては他地域等の日本語教育機関への転学を支援することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(修了及び修了の認定)

第17条 校長は、第6条第2項で定められた各学期について第9条に定める学習の評価を行い、各課程の定める授業科目を全て履修し、総合して所定の評価を受けた者に対して当該課程の修了を認定する。

(卒業の認定及び卒業証書)

第18条 校長は、本校の所定の課程の修了を認定された者に対して卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第5章 賞罰

(褒賞)

第19条 校長は、学習及び学習態度が優秀かつ模範的な者に対して、その最優秀者に褒賞を与えることができる。

(懲戒)

第20条 生徒が、本校の学則及び規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種類とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。

(1) 素行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なくして、出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者

第6章 入学金及び授業料等

(納付金)

第21条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

進学準備教育2年課程 (1) 選考料 20,000円

(2) 入学金 60,000円

(3) 授業料 1,680,000円

(4) 教材費 40,000円

進学準備教育1年6か月課程 (1) 選考料 20,000円

(2) 入学金 60,000円

(3) 授業料 1,260,000円

(4) 教材費 30,000円

進学2年課程、ビジネス日本語2年課程、文化コミュニケーション2年課程 共通

(1) 選考料 20,000円

(2) 入学金 60,000円

(3) 授業料 1,600,000円

(4) 教材費 40,000円

進学1年9か月課程	(1)	選考料	20,000円
	(2)	入学金	60,000円
	(3)	授業料	1,400,000円
	(4)	教材費	35,000円
進学1年6か月課程	(1)	選考料	20,000円
	(2)	入学金	60,000円
	(3)	授業料	1,200,000円
	(4)	教材費	30,000円
進学1年3か月課程	(1)	選考料	20,000円
	(2)	入学金	60,000円
	(3)	授業料	1,000,000円
	(4)	教材費	25,000円

2 前項以外に留学生保険年間¥10,100を徴収する。(価格は保険会社により変更されることがある)
(納入及び納入の特例)

第22条 学生が本校に籍を置いている期間中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生の授業料は申請学期の初日から計算し、自己都合によって入学が遅れても、その期間の授業料の振替又は免除は行わないものとする。

3 いかなる生徒でも休学した場合、授業料の振替又は免除は行わないものとする。

(滞納)

第23条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を1学期以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該生徒に対して除籍処分を行うことができる。

(納付金の還付)

第24条 すでに納入された生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、以下の場合には納付金を返還する。

- (1) 在留資格認定証明書が交付されたにもかかわらず、入国査証の申請をしたが認められず査証が発給されなかった場合は、選考料と入学金を除く全納付金を返還する。
- (2) 入国査証を取得したが本人事由により来日せずに入学を辞退した場合には、入学許可証と在留資格認定書の返却と引換えに、選考料と入学金を除き、別途定めるキャンセル規程にしたがって授業料を返還する。
- (3) 来日後又は学期開始後の入学辞退及び中途退学については、選考料及び入学金並びに原則として当該学期の授業料等は返還しない。ただし、次学期以降の授業料は別に定めるキャンセル規程にしたがって返還する。

(健康診断)

第25条 本校に入学する生徒は、入学時に本国からの健康診断書を提出しなければならない。

また、来日後の在学生の健康診断は、毎年1回、結核検診(胸部レントゲン検査)により実施する。

(健康保険加入)

第26条 在留資格留学を有している者については、国民健康保険に加入しなければならない。

(附帯教育)

第27条 本校の附帯教育は、次のとおりとする。

コース名	昼夜別	修業期間	総定員	授業時間
日本語個別レッスン(プライベート)	早朝-夜	契約に基づく	1名	契約に基づく
日本語個別レッスン(セミプライベート)	早朝-夜	契約に基づく	2~10名	契約に基づく

短期集中コース	夜	10 週	30 名	16:40-20:00
---------	---	------	------	-------------

2 附帯教育の修業期間、学費については以下のとおりとする。

日本語個別レッスン

プライベート・セミプライベートレッスンの修業期間は契約に基づくものとする。

(1) プライベート・セミプライベートレッスンの学費は以下のとおり。

登録料	10,000 円 (初回のみ) 各レッスン共通
プライベートレッスン料	8,000 円/時間
セミプライベートレッスン料	10,000 円/時間 (2人)
	14,000 円/時間 (3～5人)
	16,000 円/時間 (6～10人)

(2) 短期集中コース

4月学期・7月学期・10月学期・1月学期 各10週 学費220,000円および教材費5,000円/10週

第7章 雑則

(施行細則)

第28条 本学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成27年7月1日から施行する。

附則 本学則は、平成31年1月1日から施行する。

附則 本学則は、令和2年7月20日から施行する。

附則 本学則は、令和7年4月1日から施行する。

附則 本学則は、令和8年4月1日から施行する。